

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 令和5年9月27日・東京都規則第127号

1 概要

(1) 改正理由

ア 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が令和5年10月1日から開始されることに伴い、規定を整備する必要がある。

イ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行に伴う電気事業法の改正に伴い、規則において同法を引用している箇所の条項ずれに係る規定整備を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 第5号様式及び第7号様式について、インボイス制度に対応する形に改正する。

イ 規則第20条第5項第2号ハ中の条項ずれに係る規定整備を行う。

2 施行日

令和5年10月1日

3 問合せ先

環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

直通 03-5388-3592